5年度地域づくり事業交付金の

町では、地区社会福祉協議会単位で設置された地域づくり委員会や町民活動団体(自治会・コミュニティ・町民団体 特定非営利活動法人等)が、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に 係る経費の一部を支援します。

	地域づくり事業交付金	
	— 般	クラウドファンディング
対 象 団 体	那須町地域づくり委員会・自治会・コミュニティ	(・町民団体・特定非営利活動法人等
対 象 事 業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期 那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり 協議会が採択した事業のうち、町長が必要と 認める事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期 那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 基本目標に掲げる事業
交付限度回数	1事業につき最大3年間	年度内1回
交 付 額	1年目 対象経費の8/10以内 (交付限度額:80万円) 2年目 対象経費の6/10以内 (交付限度額:60万円) 3年目 対象経費の4/10以内 (交付限度額:40万円)	町が実施するふるさと納税型クラウドファンディング(以下、「CF」という)を活用して90日間資金調達を行い、この調達額からCFに係る手数料15%を差引いた額※調達額が目標額に到達しない場合でも事業を実施する必要があります。
事前協議期間	11月1日(火)〜11月30日(水) ※事前協議には、事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要です。	11月1日(火)〜令和5年7月31日(月) ※クラウドファンディング募集開始の概ね2 カ月前までに事前協議を受けてください。
提案受付期間	12月1日(木)~令和5年1月13日(金)	
※詳しくは 町ホールページをご覧いただくかお問会せください		

※詳しくは、町ホームページをご覧いただくかお問合せください。

企画財政課総合政策係 **☎**72-6906 ■問合せ

事業や、人材育成・確保の取り組 林業経営者と担い手を支援 林業経営体等による森林の整備



・問合せ総務課総務防災係 運転免許の取消通知書」

補助対象経費の2分の1で年30 万円が上限

•申請期間 ·申請方法 31日まで 申請する年度の1月

▼問合せ 請書類をダウンロードして作成 のうえ提出してください。 農林振興課林務係 町ホームページで申 ▼申請に必要なもの ▼申請・交付方法 送します。 さい。後日、 課または各支所に提出してくだ 回数券を自宅に郵 申請書を総務

栃木県公安委員会が発行する

林道作業道維持管理事業

万円が上限

補助対象経費の2分の1で月20

福祉タクシー

高性能林業機械リース等支援事業 万円が上限

補助対象経費の3分の1で年20

林業機械および労働安全装備品 購入支援事業 万円が上限 補助対象経費の2分の1で年10

・デマンド型乗合交通

那須町民バス

します。(1人1回限り) 1万5千円以内で回数券を交付 を経過していない方

容 次の公共交通機関から

主返納し、返納した日から1年 歳以上の方で、運転免許証を自

※個人事業主等も申請ができます。 林業担い手技術取得支援事業

※①②ともに町税等の滞納をして いない方に限ります。 ない方 目的の補助金の交付を受けて ①県の登録を受けた町内の意欲と みに補助金を交付します。

運転免許自主返納者への支援

町内公共交通機関で利用できる回

運転免許を自主返納された方に

数券等を交付します。

②育成経営体で国や県等から同

能力のある林業を経営する方

象 町に住民登録がある65